

知立市長選挙 知立市議会議員補欠選挙

▶投票日 12月2日(日) 午前7時～午後8時まで

▶問合せ 選挙管理委員会(総務課内) ☎95-0113

■投票区

投票区	投票所	投票区	投票所
西町	知立保育園遊戯室	広見	中央公民館大会議室
花山	花山児童センター遊戯室	ハツ田	ハツ田小学校体育館
山屋敷	竜北中学校柔剣道場	昭和	知立東小学校体育館
八橋	八橋保育園遊戯室	上重原	上重原町公民館
来迎寺	来迎寺児童センター遊戯室	猿渡	猿渡小学校体育館
草刈	福祉体育館会議室	新林	南児童センター遊戯室
新富	新地公民館	谷田	谷田町第2公民館
知立西	知立西小学校体育館		

投票所入場券の投票所案内図でよく確かめて、お間違えのないようにお出かけください。

■開票

即日開票で、投票日の午後9時から中央公民館2階講堂で行います。

■投票できる人

平成4年12月3日以前に生まれた日本国民で、平成24年8月24日以前に知立市の住民基本台帳に登録され、引き続き知立市内に居住している人です。なお、平成24年8月25日以降に知立市に転入した人は、今回の選挙では知立市の選挙人名簿には登録されませんので、投票できません。

■投票所入場券

投票所入場券は、1人1枚、世帯ごとに封筒に入っています。投票の際には、ご自分の投票所入場券を投票所にお持ちください。

なお、投票所入場券は、郵送で11月24日頃までにお届けします。投票所入場券が届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている人は、投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

■期日前投票

12月2日(日)の投票日に仕事や旅行等で投票に来られない人は、前もって期日前投票をすることができます。

- ▶とき 11月26日(月)～12月1日(土)
午前8時30分～午後8時
- ▶ところ 市役所1階ロビー
(正面玄関からお入りください。)
- ▶持ち物 投票所入場券
(入場券がなくても投票できます。)

■代理投票・点字投票

手や腕のけがなどで字が書けない人、読み書きの十分でない人のための代理投票、目の不自由な人のために点字投票制度が設けられています。

■不在者投票

仕事や旅行等で、選挙期間中知立市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべて不在者投票することができます。また、指定病院等に入院している人は、その施設内で不在者投票ができます。

- (1) 知立市以外で投票する場合
 - ・知立市選挙管理委員会へ、直接または郵便で投票用紙等必要な書類を請求します。この場合どこで投票したいかを伝えます。
 - ・交付された投票用紙等を持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向き、投票します。
(この場合投票用紙が、12月2日午後8時までに、知立市選挙管理委員会に届くことを要します。)
- (2) 指定病院等で投票する場合
 - ・投票用紙等は、病院長等を通じて請求することができます。投票は病院長等の管理する場所で行います。
(指定病院等とは、県の選挙管理委員会が指定した病院等です。)
- (3) 郵便等による不在者投票制度
 - ・身体に一定以上の障がいがある人のための制度で、郵便等投票証明書の交付など事前の手続きが必要です。詳しくは、選挙管理委員会へお尋ねください。